

平成30年12月

## 平成31年度研修実施計画（案）についての説明

裁判所職員総合研修所

### 1 研修実施計画策定に当たっての基本的な考え方

裁判所職員総合研修所では、社会経済情勢の変化や価値観の多様化等の諸情勢、特に、近時、組織運営の適正確保に対する国民の目が一層厳しいものになっている状況にあることを踏まえ、国民の期待と負託に応えることができる裁判所職員を育成していくという観点から、現在及び将来にわたる事務の質の維持・向上を目指した諸施策の進展状況も見据え、各種集合研修を計画・実施している。その基本的な視点は、次のとおりである。

- ① 裁判所を取り巻く状況の変化に適切に対応し、自律的に執務を遂行することができる職員を育成する。
- ② 各職場におけるOJTとの効果的な連携を意識した研修の充実を図る。
- ③ 裁判官を含めた各職種間で、それぞれの職務についての相互理解を深めた上で、関係職種間の連携強化を図る。
- ④ 社会情勢の変化や法改正の趣旨等を踏まえ、時宜に応じた課題に対応する。

### 2 平成31年度研修実施計画

#### (1) 概要

平成31年度研修実施計画は、上記の視点を踏まえ、事務総局及び各高裁とも連携を密にしながら、職員の現状や課題、職場のニーズを的確に把握、分析した上で、時宜にかなった適切な研修の企画実施に努めていきたいと考えている。その概要は、別添「平成31年度研修実施計画（案）」のとおりである。

#### (2) 中間管理者研修について

平成31年度研修実施計画においては、昨年度から説明しているとおり、管理職に対する階層別研修の一部について見直すこととした。平成30年度まで

は、訟廷管理官、主任書記官、主任家裁調査官、課長及び課長補佐等の全ての中間管理者を対象とする研修を、裁判部所属者と事務局所属者に分けて実施していたが、これらを統合した上で、中間管理者としての執務経験等に応じて二つの階層に分けて中間管理者研修Ⅰ【8】と中間管理者研修Ⅱ【9】として実施することとし、平成30年度まで実施していた課長補佐等を対象とする研修についても、この新たな研修に組み入れていくこととした。

具体的には、中間管理者に昇任後二、三年程度の主任書記官、主任家裁調査官及び課長補佐等を対象とし、中間管理者として必要な執務能力のかん養を図るとともに、職種間、部署間連携の必要性を確認させる内容とする「中間管理者研修Ⅰ」を3回実施し、中間管理者としての職務経験が長い主任書記官、主任家裁調査官、訟廷管理官及び課長等を対象とし、特定部署の管理にとどまらず、組織全体を見る目を養うことをねらいとする「中間管理者研修Ⅱ」を2回実施することを考えている。

#### (3) 家庭裁判所調査官の研修体系について

家裁調査官については、平成28年度から4年計画で研修体系を変更しているところであり、計画4年目に当たる平成31年度においては、調査実務のニーズや現状を把握した上でテーマを選定し、家庭裁判所調査官特別研修【18】を年3回実施する予定である。

#### (4) 裁判所書記官及び裁判所事務官の研修について

書記官については、中堅書記官層を対象とする書記官ブラッシュアップ研修（高裁委嘱研修）の共通分野の共同研究において、平成28年度に、書記官事務の整理の考え方を踏まえたあるべき書記官事務の姿だけではなく、その実践についても具体的に考える内容に変更したが、平成31年度においても、引き続き、研修を職場における実践につなげていくための工夫を重ねていきたいと考えている。

また、事務官については、近時の事務局を取り巻く状況の変化に組織として

適切に対応するため、平成28年度来、事務局に勤務する職員を対象とする階層別研修の新規企画や充実強化に取り組んできたところであるが、平成31年度においても、引き続き、適切な司法行政事務の遂行の観点から、科目内容等のブラッシュアップを図っていく予定である。

#### (5) その他の研修について

裁判事務支援システム（少年事件部分）の導入展開（平成31年度実施予定）に先立ち、少年事件を取り扱う家庭裁判所の同システム導入事務担当者を対象として、裁判事務支援システム（少年事件部分）導入研修【30】を4回実施することとした。

採用試験事務に必要な知識及び技能についての研究を行うことを目的に、採用試験事務担当者研究会【31】を新設した。これは、平成30年度に人事局において実施した研究会を中央研修として計画したものである。

なお、今年度、CA試験に関する事務の取扱要綱及び要領が発出されたことに伴い、CA研修実務試験【32】について目的及び対象者の表現を改めた。ただし、研修内容についての変更は予定しておらず、前年度と同様の内容で実施することを予定している。

#### (6) 各職種共通の組織課題、実施研修総数等について

以上に加えて、各職種共通の組織課題として、組織運営の適正の確保や障害者等に対する配慮を含む人権意識のかん養等についても、引き続き効果的な研修の在り方を検討し、カリキュラム等に反映させていきたいと考えている。

実施する研修の総数については、平成30年度から大きな変更はないが、平成30年度に実施した総括執行官研究会については、隔年実施としていることから、平成31年度は実施しない計画案となっている。

#### (7) 研修実施時期の見直しについて

それぞれの中央研修の目的やねらいを踏まえ、効果的と思われる実施時期を検討し、見直した。

#### ア 首席書記官研究会【1】

従前6月に実施していたところ、4月の人事異動によって変動した管内の状況を十分把握した上で共同討議等に臨むことが、本研究会を充実させ、その後のトップマネジメントとしての能力の発揮等につながること、4月に首席書記官に任命された者が本研究会に一定程度（平成30年度実績においては2割）参加しており、任命後半年程度の期間を置いて実施することが相当であることから、実施時期を6月から9月に変更した。

#### イ 研修指導研究会【11】及び研修事務担当者研修【26】

研修指導研究会については、従前、第1回（研修企画担当者向け）を5月、第2回（研修講師向け）を1月に実施していたところ、本研究会で得た知見を当該年度の自庁研修における講師や翌年度の研修の企画の場面で実地に生かしてもらうため、研修講師向けを第1回として6月に、研修企画担当者向けを第2回として12月に実施することとした。また、研修事務担当者研修についても、従前、9月に実施していたところ、同様の理由から6月に実施することとした。

#### ウ 係長等研修（総務担当、人事担当）【23】【24】

従前6月に実施していたところ、新任の係長が多く参加する状況にあることを踏まえ、高裁委嘱研修の新任係長研修の実施時期との間隔を考慮し、10月に実施することとした。

#### エ その他の実施時期を見直した研修

上記アからウまでの見直しに伴って全体の日程調整をした結果、以下の研修について、実施時期を見直した。

- ・5月に実施していた民事実務研究会（第1回）【15】を6月に実施
- ・6月に実施していた新任執行官研修【22】を5月に実施
- ・10月に実施していた係長等研修（会計担当）【25】を11月に実施

#### オ その他

研修計画協議会【7】については、実施時期よりも実質的な内容の拡充・充実にまず取り組むべきであるとの前回の研修計画協議会における指摘等を踏まえ、従前どおり1月実施とした。